

令和2年7月10日開催

第4回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第4回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年7月10日(金)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 13時55分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 11人
- | | | |
|---------|-----|-------|
| 会 長 | 18番 | 新国 純一 |
| 会長職務代理者 | 17番 | 石丸 博雄 |
| 委 員 | 1番 | 菅井 誠 |
| 委 員 | 3番 | 原田喜一郎 |
| 委 員 | 4番 | 西原 弘子 |
| 委 員 | 5番 | 石山 幸一 |
| 委 員 | 6番 | 大河原正一 |
| 委 員 | 7番 | 梶田 政實 |
| 委 員 | 11番 | 中村 肇 |
| 委 員 | 12番 | 笹原 仁 |
| 委 員 | 13番 | 岡田 一司 |
5. 欠席委員 7人
- | | | |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 2番 | 菅井 美徳 |
| 委 員 | 8番 | 早川 剛司 |
| 委 員 | 9番 | 小野 人司 |
| 委 員 | 10番 | 須藤 智弘 |
| 委 員 | 14番 | 林 秀和 |
| 委 員 | 15番 | 上野 邦彦 |
| 委 員 | 16番 | 鈴木 和弘 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員 1番 菅井 誠
委 員 7番 梶田 政實

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 協議第1号 農地利用状況調査の実施について

議案第1号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画について

議案第3号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長 広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長 小川 哲也
農地・農業振興担当主任 市原 英二

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和2年度第4回(R2.7.10)遠軽町
農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員11名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、1番 菅井（誠）委員、7番 梶田委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R 2. 6. 5（金）13：30～
第3回農業委員会総会
2. R 2. 6. 17（水）
第41回北海道農業者年金協議会総会【札幌市北海道自治会館】
欠席
3. R 2. 6. 18（木）
北海道農業会議第89回通常総会【札幌市北海道自治会館】
欠席
4. R 2. 6. 18（木）～22日（月）10：00～
第3回遠軽町議会（定例会）
新国会長・広瀬事務局長出席

◆ 今後の予定

1. R 2. 7. 10（金）14：00～
オホーツク農業委員会連合会事務局長会議【北見市】
吉岡主幹出席予定
2. R 2. 8. 6（木）～7（金）15：00～
第99回オホーツク農業委員会連合会臨時総会【紋別市】
欠席予定
3. R 2. 8. 6（木）13：30～
第5回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。

議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、協議第1号「農地利用状況調査の実施について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 協議第1号「農地利用状況調査の実施について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 期 間

令和2年7月27日(月)～8月7日(金) 予定

2 場所等

4地域ごと

3 その他

実施報告書は、別紙のとおり

本年度の農地利用状況調査の説明の前に、昨年度の調査の結果についてお知らせいたします。お配りしております「平成28年度農地利用意向調査発出先一覧」をご覧ください。こちらは4年前の農地利用状況調査で報告のありました耕作放棄地の一覧です。ちなみに、去年は耕作放棄地の報告はありませんでした。遊休化の理由についてはいずれも同様で、「貸していた農地が戻ってきたので、他に借りてくれる農家を探したが見つからなかった。」との回答でした。こちらの農地は未だに借り手が見つからず、遊休化を解消できていません。

以上、昨年度の調査結果についてのお知らせでした。

それでは、今年の農地利用状況調査についてご説明いたします。調査対象区域ですが、実施要領上は区域全域を調査することとなっておりますので、報告書には区域全域と記載願います。ただ、実際には年次的に区域を分けて調査を行っても構いません。

次に、4ページ一番上の※印をご覧ください。「区分」についてですが、「B」の低利用農地についての報告は不要です。耕作放棄地のみ報告願います。耕作放棄地の定義ですが、過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みが無い農地となっております。

次に、実施手順についてご説明いたします。調査にあたっては、地図等を利用しながら、道路からの目視で確認します。遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮り、その旨を地図等に記録してください。平成28年度報告分の耕作放棄地については、現地で状況確認のみを行い、今年度の報告には含めないでください。報告不要ですので、写真の撮影も必要ありません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、協議第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
協議第1号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、原案のとおり実施することに決定しました。

次に、議案第1号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・現況地目「雑種地」・面積（㎡）「2筆合計 20,802」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
20,802㎡
- 4 農用地区域除外の理由
植林のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その2

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「雑種地」・面積（㎡）「9,133」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
植林のため。

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
9, 133 m²

4 農用地区域除外の理由
植林のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」6件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号13～15につきましては、所有権移転でございます。
整理番号13、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「9筆合計 99, 816」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売

買」・移転時期「R 2. 7. 13」・支払期限「R 3. 2. 9」・金額
(円)「全筆8, 826, 000」・支払方法「指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業で北海道農業公社から譲受
人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号14、所在「●●●」・地番「●●外13筆」・地目「公簿及
び現況は全て畑」・面積(m²)「14筆合計 73, 672」・譲渡人
「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関
係「売買」・移転時期「R 2. 7. 13」・支払期限「R 3. 2. 8」・
金額(円)「全筆9, 000, 000」・支払方法「指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業で北海道農業公社から譲受
人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号15、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積(m²)「5筆合計 87, 306」・譲渡人「●●
●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売
買」・移転時期「R 2. 7. 13」・支払期限「R 2. 10. 9」・金額
(円)「全筆5, 240, 000」・支払方法「指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業で北海道農業公社から譲受
人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号16から18につきましては、賃貸借でございます。

整理番号16、所在「●●●」・地番「●●内外5筆」・地目「公簿一
畑、原野・現況は全て畑」・面積(m²)「6筆合計 88, 815」・貸
主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律
関係「賃借権」・始期「R 2. 7. 13」・終期「R 7. 7. 12」・期
間「5年」・金額(円)「10 a 2, 500」・支払方法「毎年12月末
までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号17、所在「●●●、●●●」・地番「●●内外15筆」・地目「公簿一畑、原野、宅地・現況は全て畑」・面積（㎡）「16筆合計229,795」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.7.13」・終期「R7.7.12」・期間「5年」・金額（円）「10a2,500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号18、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計45,564」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R2.7.13」・終期「R12.7.12」・期間「10年」・金額（円）「年130,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号13」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号14」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号15」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号16」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号17」についての質疑を行いますが、
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、
関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:49～13:49)

議 長 再開します。
これより議案第2号「整理番号17」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号17」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（13：50～13：50）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第2号「整理番号17」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

次に、議案第2号「整理番号18」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「現況証明願いについて」3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号8、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「16,257」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、5番石山委員、1番菅井（誠）委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、5番石山委員、1番菅井（誠）委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号9、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「7,784」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、17番石丸委員、5番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、17番石丸委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号10、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「3筆合計 20,919」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「3番原田委員、8番早川委員、10番須藤委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、3番原田委員、8番早川委員、10番須藤委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第3号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号9」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号10」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、令和2年度第4回農業委員会総会を閉会します。